平成２４年（フ）第２号
新潟県新発田市塚田153番地
債務者　森山　清子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第５号
新潟県新発田市中曽根町１丁目１番25号　ハイツナカソネ101
債務者　加藤　　渉
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６号
新潟県村上市小出591番地
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９８号
兵庫県小野市小田町1915―206、住民票上の住所兵庫県加東市梶原333番地４　県住梶原団地２―208号
債務者　藤井　五子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１号
長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触1314番地14
債務者　酒井　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第３２７号
茨城県土浦市板谷７丁目632番地19、前住所茨城県土浦市真鍋４丁目23番31号
債務者　高島　　豊
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
茨城県つくば市梅園２丁目12番地３　ビュークレストＡ棟201号
債務者　堀口　信明
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１６０号
名古屋市名東区高柳町210番地　グリーンコーポ藤森105号
債務者　岡井登美子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
北海道小樽市最上２丁目６番28号、前住所北海道小樽市緑２丁目６番106号　グリーンヒルズ小樽302号室
債務者　長濱　範生
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８号
北海道小樽市オタモイ１丁目12番９号、前住所札幌市豊平区月寒東２条18丁目４番35号フオルテ84ＡＴＡＫＡ205
債務者　丹　　一夫
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８４号
宮城県石巻市双葉町５番65号
債務者　佐藤　清章
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第６号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼324　メゾン・フォーブル105号室、住民票上の住所宮城県石巻市緑町２丁目４番地11
債務者　阿部　文雄
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２号
宮城県気仙沼市舘山１丁目１番46号
債務者　小山　蕗子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第３号
茨城県かすみがうら市下稲吉1618番地１　センチュリーコープＣ―102
債務者　住永　　瑞
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３号
群馬県桐生市相生町１丁目634番地の19
債務者　高橋　育男
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２４号
群馬県桐生市相生町１丁目634番地の19
債務者　高橋　絹代
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第４号
千葉県袖ケ浦市吉野田585番地７
債務者　加藤　　忠
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部